

伊万里市告示第113号

伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信



伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受ける生活者の支援及び温室効果ガスの排出の低減を図るため、蛍光灯、白熱灯等から、節電効果が高く、温室効果ガスの排出が低減されるLED照明へ買い替える市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、当該住所地の住宅に居住していること。
- (2) 同一世帯（世帯を分離している同居の世帯を含む。）において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

2 補助金の交付の対象となる照明は、補助対象者が自ら居住する住宅に設置するLED照明器具又はLED電球（以下「LED照明器具等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新品のもの
- (2) 住宅に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。）

(3) 既に取り付けられた蛍光灯、白熱灯等から買い替えを目的として購入したもの

(4) 購入金額の合計額が15,000円以上のもの

(5) 令和7年7月1日以降に市内の販売店又は電気工事店（以下「販売店等」という。）で購入し、設置したもの

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、LED照明器具等の購入に要した費用とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

(1) LED照明器具等の設置に係る工事費用及び手数料

(2) LED照明器具等の保証料及び配送料

(3) クーポン券、ギフト券等により支払った費用

(4) 販売店等の独自のポイントサービス等を利用して支払った費用

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、補助金の上限額は、1補助対象者につき20,000円とする。

2 補助金の交付の回数は、1世帯につき1回とする。

（交付の申請等）

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書及び規則第15条に規定する補助金等交付請求書は、様式第1号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又は支払証明書類（以下「領収書等」という。）の写しで、次に掲げる事項のいずれも記載されているもの。ただし、当該事項の記載がない場合は、購入した販売店等が発行する家庭用LED照明器具等販売証明書（様式第2号）を添付するものとする。

ア 購入者氏名

イ LED照明器具等を購入した日

ウ LED照明器具等を購入した販売店等の名称

エ 購入したLED照明器具等のメーカー名又は製品名

オ 補助対象経費の額

(2) 既存の蛍光灯、白熱灯等を交換し、新たにLED照明器具等を設置したことが分かる次に掲げる写真（カバーを外したもの）

ア 交換前の照明器具（LED照明器具等ではないもの）の写真

イ 交換後のLED照明器具等の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書兼請求書の提出期限は、令和7年12月31日とする。

3 規則第12条の規定による実績報告は、第1項に規定する申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

（電子申請）

第6条 前条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者のうち、電子申請を希望する者は、市が整備するシステムを通じて市に電子申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

（交付の決定等）

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）のとおりとする。

2 市長は、前項の規定において、適正な交付を行うために必要があるときは、第5条の規定により提出があった書類に係る事項につき必要な修正を加えて交付決定及び額を確定することができる。

3 市長は、補助金の交付の申請を却下するときは、伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(返還命令)

第9条 規則第17条に規定する補助金等返還命令書は、伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金返還命令書（様式第5号）のとおりとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第7条の規定により交付の決定を受けた補助金については、第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）伊万里市長

（申請者）住所

氏名

生年月日

電話番号（ ）

伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金の交付を受けたいので、伊万里市補助金等交付規則第3条及び第15条並びに伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、請求します。
なお、補助金の交付決定後は、補助金を下記の私の口座に振り込んでください。

照明器具等の情報	販売店等の名称	
	購入・設置数	個 (裏面に内訳記載)
	LED照明器具等購入費 (消費税込)	円

補助金交付申請額 LED照明器具等購入費の1/3（上限20,000円） ※100円未満の端数は切り捨て	円
---	---

振込先 金融機関		銀行 金庫 農協 組合		本店 支店 本所 支所 出張所						
口座名義	フリガナ									
預金科目	1,普通預金 2,当座預金	口座 番号								
	3,その他()									

＜添付書類＞

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は支払証明書類
- (2) 買い替えの前後の状況が分かるカラー写真
- (3) マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認資料の写し
- (4) 通帳の写しなど口座情報が分かるもの

※裏面に記入欄あり

<LED照明器具等の購入費>

No.	使用場所	購入前の照明器具等情報		購入したLED照明器具等情報		
		照明状況	消費電力	購入日	メーカー名・製品名	消費電力
1	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
2	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
3	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
4	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
5	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
6	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
7	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
8	居間・台所・個室 ・食事室(食卓)・その他	蛍光灯・白熱電球 その他()	W			W
<同意・誓約事項> 下記の内容に同意・誓約の上、□にレ点を付けてください。 ☐ 市内に住所を有し、かつ、自らが居住する市内の住宅に設置します。 ☐ 事務所、事業所、店舗その他事業活動に使用される部屋に設置していません。 ☐ 伊万里市内の販売店等で購入します。 ☐ 同一世帯に、これまでこの補助金の交付を受けた者はいません。 ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。 ☐ 補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意します。 ☐ 伊万里市が、補助事業の適正な実施を図るため、LED照明器具等の使用に関する調査等を依頼した場合、必ず協力します。						
				消費税額 ※消費税抜きで表示の場合		
				値引額 ※ポイントによる支払い等		
				合計金額		

<同意・誓約事項>

下記の内容に同意・誓約の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ 市内に住所を有し、かつ、自らが居住する市内の住宅に設置します。
- ☐ 事務所、事業所、店舗その他事業活動に使用される部屋に設置していません。
- ☐ 伊万里市内の販売店等で購入します。
- ☐ 同一世帯に、これまでこの補助金の交付を受けた者はいません。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- ☐ 補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- ☐ 伊万里市が、補助事業の適正な実施を図るため、LED照明器具等の使用に関する調査等を依頼した場合、必ず協力します。

様式第2号（第5条関係）

家庭用LED照明器具等販売証明書

（販売店又は電気工事店）

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

販売したLED照明器具等について、下記のとおり証明します。

記

1 購入者情報

購入者		販売日	年 月 日
-----	--	-----	-------

2 販売したLED照明器具等情報（補助対象の照明器具のみ記載）

	メーカー名・製品名	販売額（税込）
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
値引きがある場合は値引き額を記入 ▲		円
合計		円

担当者名		連絡先	（ ）	－
------	--	-----	-----	---

第 号
年 月 日

様

伊万里市長 印

伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金
交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、伊万里市補助金等交付規則第4条及び第13条並びに伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定し、額を確定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額及び確定額 金 円

2 交付条件

- (1) 伊万里市補助金等交付規則及び伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 伊万里市補助金等交付規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長 印

伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり却下したので、通知します。

記

却下の理由

第 号
年 月 日

様

伊万里市長 印

伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定した伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金については、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、伊万里市補助金等交付規則第 17 条及び伊万里市家庭用LED照明買替促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により下記返還金額の返還を命じます。

記

- 1 交付決定年月日 第 号 年 月 日
- 2 交付決定金額 円
- 3 既交付金額 円
- 4 取消金額 円
- 5 取消理由
- 6 返還金額 円
- 7 返還期限 年 月 日